

1. 組織名

社団法人日本養鶏協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

TBT(貿易の技術的障害) SPS(衛生植物検疫)

意見

鶏卵の生食は、我が国における「たまごかけごはん」に代表される伝統的な食文化であるが、欧米においては鶏卵の生食は規制されているところである。当該食文化を堅持するため鶏卵業界は懸念されるサルモネラ食中毒の発生防止対策のため、長年に亘り積極的に本病ワクチンを使用するとともに、鶏卵の洗卵・消毒、農場の衛生対策等について徹底的な取組みを行っているところである。このことにより世界で唯一我が国でのみ鶏卵の生食が可能となっており、我が国鶏卵の生産・流通段階における取組みの大きな成果となっている。

このことにより我が国鶏卵の賞味期限は生食可能期間を表示しているものであり、欧米をはじめとする諸外国の賞味期限とは大きく異なる実態にある。

このため、今後とも我が国固有の鶏卵の生食文化を維持・確保するとともに消費者の食の安全・安心を確保するため諸外国産の鶏卵と明確に識別できるように、JAS法、食品衛生法等に基づく鶏卵の原産国・原産地表示及び生食可能期間としての賞味期限表示を厳守することが極めて重要であることから、これらに係る現行制度を維持するとともに、国産卵・輸入卵の識別可能な制度の堅持と、これらのことがISD条項の対象とならないことを強く要望する。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

鶏卵は、供給量のわずかな変動により価格が特に乱高下する畜産物である。近年、輸入卵の増減が鶏卵価格に及ぼす影響が大きくなってきていることから、国内の鶏卵生産者は、輸入卵の増加の動きを極めて危惧しているところである。

このため、鶏卵の関税率は既に大きく引き下げられて殻付卵で17%と極めて低率となっている現状にあることから、最低限の支援制度である現行の関税の維持を強く要望する。